

四日市市告示第121号

四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年 3月27日

四日市市長 森 智 広

四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金交付要綱（平成27年四日市市告示第407号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、市長が別に定める期日までに、次の各号に定める書類を添付し、四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。<u>ただし、同一見本市等の開催又は出展事業にかかる補助金交付申請は、連続2年まで行うことができるものとする。</u></p>	<p>第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、市長が別に定める期日までに、次の各号に定める書類を添付し、四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>3 第1項の申請は、先着順に行い、<u>同一の補助申請者による複数回の申請も可とする。ただし、同一年度内に交付を受けた同一見本市等の開催又は出展事業にかかる補助金交付申請は、行えないものとする。</u></p>	<p>3 第1項の申請は、先着順に行い、<u>同一者による複数回の申請も可とする。</u></p>

別 表（第 3 条関係）

補助対象経費

経費区分	経費の内訳
専門事業者謝金等	出展に係るコンサルタント等の専門事業者への謝金・委託等
その他	その他市長が特に必要と認めた経費

(注) (略)

別 表（第 3 条関係）

補助対象経費

経費区分	経費の内訳
専門事業者謝金等	出展に係るコンサルタント等の専門事業者への謝金・委託等
旅費	<p>・<u>渡航にかかる航空運賃</u>  <u>(空港利用税、サーチャージ、保険料等を含む。)</u>  <u>※ただし、日当、食費を含めないものとする。</u></p>
その他	その他市長が特に必要と認めた経費

(注) (略)

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第5条関係）

四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金事業計画書

1 申請者の概要

設立年月日	明・大・昭・平	年	月	日
設立根拠法				
事業概要				
窓口担当者	所属部署・役職・氏名			
	電話番号			
	e-mail アドレス			

2 事業内容等

(1) 見本市等の内容

開催又は出展する 展示会等の名称	
開催又は出展する 展示会等の特徴	
主催者の名称 及び代表者名	
開催地	
開催期間	
出展期間	
出展者見込数	
来場者見込数	



#### 4 経費配分

(単位：円)

経費区分	事業費	補助対象 経費	積算明細 (詳細に記入す ること)	補助申請金額
会場費				
現地人件費				
輸送費				
広報・宣伝活動費				
専門事業者謝金				
その他				
合計				

(注) 補助金額の合計は、千円未満の端数が生じないこと。

#### 5 過去2年間の展示会開催実績

国名	展示会名	出展年月

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第5条関係）

四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金収支予算書

【収入の部】

（単位：円）

項目	金額	備考
市補助金		
自己資金		
その他補助金等		
その他		
合計		

（注1）「市補助金」については、千円未満の端数を切り捨てた額とすること。

（注2）「その他補助金等」には、国及び地方公共団体以外が支出する助成金等の交付を受け

る予定がある場合にその金額を記入し、備考欄にその名称及び交付元を記載すること。

【支出の部】

（単位：円）

項目	事業費	左のうち 補助対象経費	備考
会場費			
現地人件費			
輸送費			
広報・宣伝活動費			
専門事業者謝金			
その他			
合計			

（注3）事業計画書の「4 経費配分」と整合すること。

（注4）「その他補助金等」を充当する経費については、補助対象経費から控除すること。

（注5）「収入の部」の予算額の合計と「支出の部」の事業費の合計は一致すること。

（注6）事業費の積算金額の根拠書類（見積書、価格表等）を添付すること。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則の改正は、告示の日から施行する。

### (経過措置)

2 改正後の四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金交付要綱第5条第1項で規定している「連続2年にわたり補助金の交付を受けた者」については、平成29年度以後に連続2年にわたり補助金の交付を受けた者に適用し、平成28年度及び平成29年度に連続して交付を受けた者には適用しない。

(商工農水部商工課)